

新宿区居住支援協議会会則の改正について

第1回の新宿区居住支援協議会では、新宿区居住支援協議会会則の改正について賛成の議決をいただきました。ただし、そのご意見の中で、『改正案の第7条第3項中の「総会」は同条第1項、第2項の「会議」を指しているように思われます。であれば唐突に「総会」とするのではなく「会議」とした方が良いのではないか』とのご指摘がありました。

本協議会会則では、第5条、第6条、第7条及び第10条において協議会の会議を「会議」と表しており、「会議」で統一すべきであることから、第7条第3項中の「総会」を「会議」とする改正を諮らせていただきます。

会則改正案新旧対照表

改正案	現行
第1条～6条（省略）	第1条～6条（省略）
（定足数）	（定足数）
第7条第1項及び第2項（省略）	第7条第1項及び第2項（省略）
3 会長は、やむを得ない事由により 会議 を開くことができない場合は、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって 会議 の議決に代えることができる。	3 会長は、やむを得ない事由により 総会 を開くことができない場合は、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって 総会 の議決に代えることができる。
第8条～12条（省略）	第8条～12条（省略）
付 則	
この会則は、令和3年4月 日から施行する。	

※ 下線太字部分が会則の改正部分です。

- 3 新宿区居住支援協議会会則改正案
別添「資料2-②」のとおり。